

第18号様式（第10条関係）

一般廃棄物処理業許可申請事項変更（廃止・廃業等）届

令和 年 月 日		
(あて先) 横 須 賀 市 長		
住 所 氏 名		
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
電 話		
変 更 廃 止 ・ 廃 業 等	事 項	
	変更前	
	変更後	
変更（廃止・廃業等）年月日		
変更（廃止・廃業等）の理由		
(事務処理欄)		

添付書類

- 1 許可証（「住所の変更」「社名の変更」「代表者の変更」の際に必要）
- 2 申請書の添付書類に記載した事項を変更しようとするときはその書類

## 《変更届の提出が必要な場合》

下の表にあたる許可申請事項の変更があった場合は、必ず変更が生じた日から10日以内に添付書類を添えて変更届を提出してください。

変更事項	添付書類
住所の変更	○商業法人登記事項証明書（個人の場合は住民票の写し） ※自治体が行った住居表示の変更はその証明書のみで可
社名の変更	○商業法人登記事項証明書 ○定款（又は寄付行為）の写し ○印鑑証明書（変更があった場合）
代表者の変更	○商業法人登記事項証明書 ○住民票の写し ○誓約書（全員分）
役員の変更	○商業法人登記事項証明書 ○住民票の写し（本籍記載のもので、新たに就任される役員のみ。退任の場合は不要） ○誓約書（全員分） ○役員の新旧対照表
事務所及び事業場の所在地、車庫の変更	○使用権原を証明するもの（不動産登記事項証明書または賃貸借契約書等） ○案内図及び見取り図
車両の変更	○車両の新旧対照表 ○新たに使用する車両の自動車検査証の写し（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項の写し） ○新たに使用する車両の写真（斜め前と斜め後から写したもの） ※車両の廃止のみの場合は、車両の新旧対照表のみ添付
廃止・廃業	○許可証

※「住所の変更」「社名の変更」「代表者の変更」等の場合、許可証の書換が必要となります。

また、「廃止・廃業」の場合は、許可証の返却が必要となります。

※上記の届出を怠った場合、法30条による届出違反等に対する罰則（30万円以下の罰金）が適用されることがあります。

# 記載例

記載例：収集運搬車両の修理点検のため、  
1 週間代車を使用し、修理点検  
の後、変更前の車両に戻す場合。

第18号様式（第10条関係）

## 一般廃棄物処理業許可申請事項変更（廃止・廃業等）届

令和 6 年 3 月 1 日

(あて先) 横 須 賀 市 長

住 所 横須賀市小川町11

氏 名 株式会社 ○○○○

代表取締役 ○○ ○○

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電 話 046-8xx-xxxx

変更 廃止 ・ 廃業 等	事 項	車両の変更
	変更前	横浜00あ 00-00
	変更後	相模11う 10-10
変更（廃止・廃業等）年月日		令和6年3月9日から15日までの 7日間
変更（廃止・廃業等）の理由		車両の修理点検のため、代車を使用

(事務処理欄)

「車両の変更」の場合は、次の添付資料が必要です。  
①新旧車両の一覧表（任意の様式）  
②新たに使用する車両の自動車検査証記録事項の写し  
③新たに使用する車両の写真（斜め前、斜め後）

添付書類

- 1 許可証（「住所の変更」「社名の変更」「代表者の変更」の際に必要）
- 2 申請書の添付書類に記載した事項を変更しようとするときはその書類